

子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）
 についてのパブリックコメントの結果について

柏市は、子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）の基本的な考え方を示し、以下のとおり、広く市民の皆様の御意見を募集したところ、1件の御意見が寄せられました。

提出された御意見及び御意見に対する市の考え方は、7のとおりです。

1 市の基本的な考え方

別紙のとおり

2 意見募集期間

平成26年11月10日（月）～同年12月8日（月）の29日間

3 意見提出方法

郵送，ファクス，電子メール，窓口での提出

4 周知方法

市ホームページ，広報かしわ12月1日号に掲載

5 閲覧可能場所

保育運営課（市役所別館3階），行政資料室（市役所本庁舎1階），行政資料コーナー（沼南庁舎1階），各近隣センター，市ホームページ

6 関連資料

(1) 利用者負担について（国作成資料）

(2) なるほどブック（国作成資料）

(3) 現行の柏市保育所保育料表（柏市作成）

7 提出された御意見及び御意見に対する柏市の考え方

提出された御意見	御意見に対する市の考え方
柏市保育に関してコロコロ変わる保育環境に保育にかかる皆様には大変なご苦労をされていると思います。その	算定根拠が所得税から市民税に変更になったこと，従前の年少扶養控除等を加味しなくなったことによる影響を抑

中において、最善の努力を行っていただき感謝申し上げます。

新制度移行にあたっては保育者の所得が増えず、物価が上がっています。保育料については現在の保育者への新たな保育料負担がなきようお願いいたします。保育所保育料の利用者負担の所得税基準が満3才未満は国基準の市町村民税基準に代わる事により、今までの保育料より、高くなる方が出てきますが、減免処置の援助があり、生活の様子など、よく話を聞いていただけるようお願いします。又、9月までの施行期間について、保護者説明などへの配慮はわかりますが、時期入園者と、現行入園者との差額が出ないようにご配慮をお願いします。現行保育所入園者への卒園まで経過処置で保育料の変更がない配慮など感謝申し上げます。

幼稚園について、私立幼稚園の保育料は経過処置を設けていますが、入園保護者負担はバス代、行事代などあり、算定が難しく感じます。国からの算定価格を増やしていただきたく思います。又、入園金の金額が園によって差額がありますが、市からの補助金などで同額にしていだけたらと思います。

以上、12.1～12.8までの期間の短い間では会議が開けませんのでできたら1ヶ月の猶予をいただきたいと思います。以上 12.8

えるため、現行の認可保育園保育料の階層をさらに細分化することにより階層間の格差を抑制するとともに、均等な差額設定としています。さらに、在園児の個々の保育料に差が生じる可能性がありますので、在園児については一定の配慮を検討してまいります。

教育・保育を提供するための標準的な費用として国が定める公定価格で不足する場合は、施設の判断により特定負担額（上乘せ徴収）等の負担を保護者に求めることが制度上認められており、それらの負担の名目や金額も最終的には各施設の判断で設定して徴収すべきものと考えます。